

会計年度任用職員（レセプト点検員）

【 歯科 】

募 集 案 内

川口市役所保健部国民健康保険課

【募集職種等】

募 集 職 種	採用予定人数	主な職務内容
レセプト点検員	1 名	パソコン端末を用いた診療報酬明細書等（歯科レセプト）の請求内容等の点検調査、再審査請求、過誤報告、及び付随する事務。

【選考方法】

書類審査：申込書記載の職歴等を確認し、書類選考を行います。
（応募書類は、返却はしませんのでご了承ください。）

面 接：面接日時等の詳細は、個別にご案内します。

【受付期間】

選考は随時実施します。

採用者が決定次第、募集受付を終了しますのでご了承ください。

※まずは、電話にて、「レセプト点検員」の選考に申し込みをしたい旨をご連絡ください。

連絡先：048-259-7670（国民健康保険課 給付係）

その後、郵送または持参により、選考申込書をご提出ください。

郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で郵送してください。

問い合わせ・申し込み先

川口市役所 保健部 国民健康保険課 給付係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話048（259）7670

1 応募資格等

募集職種	応募資格
レセプト点検員	1 次のいずれかの事務に従事した経験のあるかた (1) 自治体等での歯科レセプト点検事務 (2) 医療機関等で歯科診療報酬請求業務等の医療事務 2 パソコンの基本操作（Word、EXCEL 等を使用した文書入力等）ができるかた
※注 医療事務資格等の資格は不要です。 また、学歴・年齢等の条件はありません。	

(1) 事務従事経験について

ア 事務従事経験期間については、書類選考の判断基準のひとつとなります。必ず選考申込書の「職歴等」欄に記載をお願いします。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

イ 休業など（育児休業、介護休業など）により、実際、事務に従事しなかった期間については、経験として考慮できません。

ウ 事務従事経験についての具体的な内容は、面接時に確認することとなります。

(2) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 川口市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 申込手続き及び受付期間

申込方法		
受付	期 間	※選考は随時実施します。採用者が決定次第、募集受付を終了しますのでご了承ください。
	申込先	まずは、電話にて「レセプト点検員」の選考に申し込みをしたい旨をご連絡ください。 連絡先：０４８－２５９－７６７０（国民健康保険課 給付係） （郵送先） 〒332-8601 川口市青木２－１－１ 川口市役所 保健部 国民健康保険課 ※封筒の表面に「<u>レセプト点検員選考申込書在中</u>」と朱筆してください。
提出書類		○「会計年度任用職員（レセプト点検員）選考申込書」（写真を貼付すること） （注）「勤務日等の希望」欄に<u>希望勤務日数（週５日又は週３日）を必ず記載</u>してください。
注意事項		・ <u>必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。</u> （これによらない場合の事故については責任を負いません。） ・ 申込書は、記入もれのないよう正確に記入してください。 ・ ボールペンで記入すること。（プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。） ・ 提出された書類は返却いたしません。 ・ 提出されたすべての書類について、虚偽の記載があった場合、内定取消になることがありますのでご注意ください。

3 選考結果等について

（１）面接後、概ね１週間後に選考の結果通知を郵送します。

（２）採用日は、応相談とします。

（３）次の事項に該当する場合は、内定を取消することとなります。

ア 提出した書類に虚偽があった場合

イ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合

ウ その他、任命権者が不適当と認めた場合

4 任用期間

- (1) 任用期間は、1会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）に限るものとなります。
（継続する場合は、毎年度行う選考に、都度、参加する必要があります。）
- (2) 市の都合（予算等）により、内定後、内定を取り消す場合があります。予めご了承ください。

5 勤務時間・休暇・給与等（令和7年6月現在）

- (1) 勤務日
月曜日～金曜日 週5日 又は 週3日勤務（応相談）
- (2) 勤務場所
国民健康保険課内又は市役所内の指定した場所
- (3) 勤務時間
午前10時00分～午後4時00分（うち5時間、休憩時間1時間）
- (4) 休 日
土曜日、日曜日、及び国民の祝日並びに12月29日から翌年1月3日まで
※週3日勤務の場合は、上記のほか平日のうち週2日（国民健康保険課の指定する曜日）
- (5) 休 暇
年次有給休暇等 川口市の条例に定める休暇を付与
- (6) 報 酬
 - ア 予定日額報酬（地域手当含む）
日額 7, 584円程度（所得税及び社会保険料等の控除前の金額）
※社会変動などにより、上記金額が変更になることがあります。
 - イ その他
アの他、支給要件に該当する場合、期末手当が支給されます。
また、通勤手当相当の金額が支給されます。
- (7) 福利厚生等
 - ア 加入条件に該当する場合は、社会保険に加入します。
 - イ 健康管理について、定期健康診断等、職員に準じて措置があります。
- (8) その他
地方公務員法の規定により、採用はすべて条件付採用となり、1か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。